

第6節

普天間飛行場移設に係る取組

(平成11年11月28日)

…Outline…

平成8年4月12日、橋本内閣総理大臣とモンデール駐日米国大使の会談において普天間飛行場が全面返還されることが合意され、以後国と沖縄県等との間で協議が進められた。

平成11年11月22日、稲嶺沖縄県知事は、普天間飛行場代替施設（代替施設）の建設候補地を「キャンプ・シュワブ水域内名護市辺野古沿岸域」に決定した旨を表明し名護市に協力を要請した。この要請を受け、岸本同市長は、同年12月27日、一定の条件を示しつつ受入れを表明し、政府はこれを踏まえ、同月28日、「普天間飛行場の移設に係る政府方針」を閣議決定するに至った。

しかしながら、代替施設の海上での建設が円滑に進まなかったことを踏まえ、日米両政府は、平成17年10月29日、日米安全保障協議委員会（「2+2」）において代替施設建設の実現可能性や、住民の生活環境、自然環境を考慮し、代替施設をキャンプ・シュワブの陸上部を活用してL字型（L字案）で建設することで合意した。

その後、地元から住宅地上空の飛行を避けてほしいとの要請を受けて、平成18年4月7日額賀防衛庁長官と関係地方公共団体の首長との間で2本の滑走路を有するV字案とすることが合意され、同年5月1日、「2+2」においてこのV字案が最終的に合意されるに至った。

● 背景と経緯

昭和63年4月20日、西銘沖縄県知事は、普天間飛行場の全面返還を含む7件の施設・区域の返還（いわゆる県知事案）を米国政府に対し要請し、平成2年6月19日、日米合同委員会は、普天間飛行場の全面返還を引き続き検討する事案（いわゆる18事案）とした（第6章第4節参照）。

その後、平成7年11月19日、沖縄県に所在する施設・区域に係る諸課題を協議する目的で、日米両政府間に「沖縄に関する特別行動委員会（SACO）」が設置され、平成8年4月12日、橋本内閣総理大臣とモンデール駐日米国大使の会談において、普天間飛行場は今後5～7年の間に代替施設が完成した後、全面返還されることで合意された。

その後、代替施設の建設に関する日米間の協議が続けられ、同年12月2日、日米安全保

障協議委員会において海上施設案を追求するとした「SACO最終報告」が承認された。

この海上施設案は、米軍の運用能力を維持するとともに、沖縄県民の安全及び生活の質にも配慮するとの観点から最善の選択であると判断され、さらに必要性が失われたときには撤去可能なものであるとされた。



普天間飛行場の返還を共同で発表する橋本内閣総理大臣とモンデール駐日米国大使（提供：毎日新聞社）

● 地元における代替施設建設をめぐる動向

「SACO最終報告」を受け、平成9年11月5日、久間防衛庁長官は代替施設に係る「海上ヘリポート基本案」を大田沖縄県知事、比嘉名護市長等に提示し、理解を求めた。

このような中、代替施設の建設予定地とされた名護市では、同年12月21日、「米軍のヘリポート基地建設の是非を問う市民投票」が実施され、投票者総数31,477名のうち、「賛成」及び「条件付賛成」とするものは全体の45.33%であり、「反対」及び「条件付反対」とするものは全体の52.86%であり、「その他」は1.81%という結果となった。

比嘉名護市長は、同月24日、橋本内閣総理大臣と会談し、この市民投票の結果や、国益、県益及び市益を熟慮の上、海上ヘリポートの建設を受け入れるとともに市長を辞任する意向を表明するに至った。

一方、大田沖縄県知事は、名護市のこの市民投票の結果、県内各界各層の意見を聴取した結果などを踏まえ、同市長選挙の2日前である平成10年2月6日、海上ヘリポート建設に反対する意向を表明した。

比嘉名護市長の辞職に伴う同市長選挙は、同月8日行われ、海上ヘリポート建設推進派の推す岸本建男氏が当選した。

また、沖縄県知事選挙も同年11月15日行われ、代替施設について、新空港を陸上に建設しその運用を一定期間に限定して軍民共用とすべきとする稲嶺恵一氏が当選した。

稲嶺沖縄県知事は、平成11年11月22日、代替施設の建設場所を「キャンプ・シュワブ水域内名護市辺野古沿岸域」に



キャンプ・シュワブ沖（辺野古）

決定した旨を表明し、また、同年12月3日、岸本名護市長にこの受入れを要請した。この際、同知事は、

- ① 普天間飛行場の移設先及び周辺地域の振興、並びに跡地利用については、実施体制の整備、行財政上の措置について立法等を含め特別な対策を講じること
- ② 代替施設の建設については、必要な調査を行い、地域住民の生活に十分配慮するとともに自然環境への影響を極力少なくすること
- ③ 代替施設は、民間航空機が就航できる軍民共用空港とし、将来にわたって地域及び県民の財産となり得るものであること
- ④ 米軍による施設の使用に15年の期限を設けることが、基地の整理・縮小を求める県民感情から必要であること

を提示した。

この要請を受け、同月27日、岸本名護市長は、

- ① 安全性の確保
- ② 自然環境への配慮
- ③ 既存の米軍施設等の改善
- ④ 日米地位協定の改善及び当該施設の使用期限
- ⑤ 基地使用協定
- ⑥ 基地の整理、縮小
- ⑦ 持続発展の確保

を条件として代替施設の受入れを表明した。

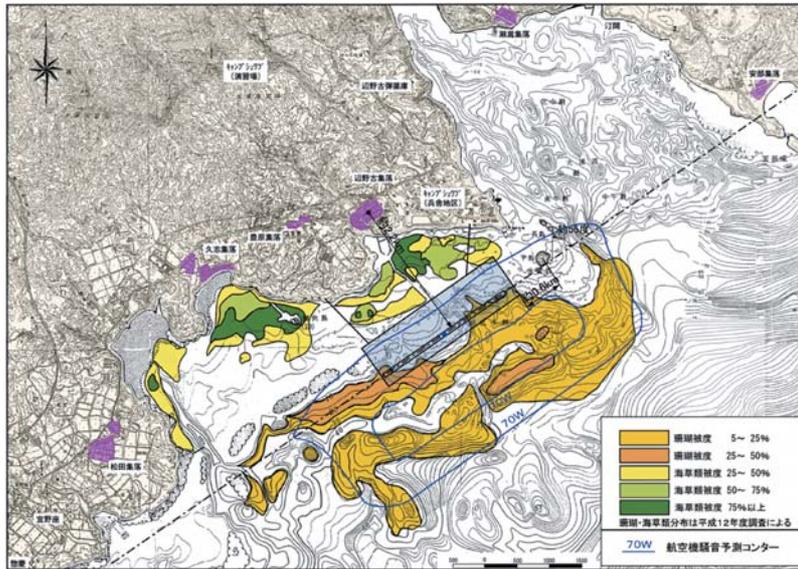
政府は、上記の稲嶺沖縄県知事及び岸本名護市長が提示した事項を重く受け止めた上、同月28日、「普天間飛行場の移設に係る政府方針」を閣議決定するに至った。

平成12年8月25日、上記の閣議決定に基づき、代替施設の規模、工法、具体的建設場所など同施設建設の基本計画の策定に必要な事項について協議を行うため政府及び関係する地方公共団体との間で「代替施設協議会」が設置された。

同協議会は、その後の2年間において9回にもわたる協議を行い、平成14年7月29日、第9回の代替施設協議会において、代替施設について、滑走路の長さを2,000m、代替施設本体の面積を最大約184ha、その形状をおおむね長方形（長さ約2,500m、幅約730m）とし、埋立工法により辺野古集落の中心（辺野古交番）から滑走路中心線までの最短距離が約2.2kmの位置とすることなどを内容とする「普天間飛行場代替施設の基本計画について（案）」を決定し、同日政府において所要の手續を了し、この基本計画（案）は基本計画として決定された。

上記の閣議決定及び基本計画を踏まえ、代替施設について、地域の住民生活及び自然環境に著しい影響を及ぼすことのないよう最大限の努力を行いつつその円滑な建設を推進するため、防衛庁長官などの関係大臣及び沖縄県知事、名護市長などの関係地方公共団体の長による「代替施設建設協議会」が平成15年1月28日設置され、協議が継続された。

基本計画案（平成14年7月29日）



基本計画策定後、政府内においては、主として代替施設の民間部分の事業主体に国・県のいずれがなるのかなどに関する調整を経て、平成16年4月28日、防衛施設庁が民間空港に供する部分の工事も含めた事業主体として、環境影響評価方法書の手続を開始した。

● 代替施設建設の展開等

平成14年の基本計画策定後、工事着工に必要な手続として平成16年9月からボーリング調査を開始したが、この調査が反対する人々の妨害行為により円滑に進捗しないという状況に加え、同年4月から開始した環境影響評価手続等に今後3年程度を要し、さらに、代替施設の建設に9.5年が必要と見積もられ、普天間飛行場の移設・返還には、さらに十数年近くの期間を要することが見込まれた。

このような中、同年8月13日、宜野湾市に所在する普天間飛行場に隣接する沖縄国際大学の構内に米海兵隊所属のCH-53D型ヘリコプターが墜落する事故が発生した（第9章第3節参照）。

この事故により、同飛行場の早期移設・返還が必要との認識が再び高まり、市街地に所在する同飛行場の周辺住民の不安を解消するため、一日も早い移設・返還の実現のための方法について、米軍再編の協議の過程で改めて検討を行うこととなった。



反対派によるボーリング調査阻止行動

● 米軍再編と普天間飛行場移設問題

日米両政府は、代替施設の建設について米軍再編の協議において検討した結果、平成17年10月29日の「2+2」において承認された「日米同盟：未来のための変革と再編」で、日米両政府は、キャンプ・シュワブの陸上部を活用する形で、代替施設を「キャンプ・シュワブの海岸線の区域とこれに近接する大浦湾の水域を結ぶL字型」に設置するとの案（L字案）で合意した。

平成18年1月22日、名護市長選挙で、L字案を受け入れることはできないことを公約に掲げた島袋吉和氏が当選した。その後、名護市等関係地方公共団体との協議を続けた結果、キャンプ・シュワブ周辺に所在する住宅地上空の飛行を回避してほしいとの地元からの強い要請を受けて、

- ① 滑走路の位置を200m程度陸上から海側に移動させる
- ② 住宅地上空を飛行しないよう着陸用と離陸用の2本の滑走路を設ける（V字案）

こととし、L字案をV字案に修正することで、同年4月7日、額賀防衛庁長官と島袋名護市長及び東宜野座村長との間で合意した。

その上で、日米間で再び交渉が行われ、この地元と合意した案とすることについて米側の理解を得、同年5月1日の「2+2」で示された「再編実施のための日米のロードマップ」において、辺野古崎とこれに隣接する大浦湾及び辺野古湾を結ぶ区域にV字型の2本の滑走路を有する代替施設を設置することで最終的に合意した。

同月11日、これを踏まえ、額賀防衛庁長官と稲嶺沖縄県知事との間で「在沖米軍再編に係る基本確認書」が締結され、同月30日、「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について」が閣議決定された。

同年8月29日、この閣議決定に基づき、代替施設の具体的な建設計画、安全・環境対策及び地域振興について協議するため、内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）、防衛庁長官（防衛大臣）、総務大臣、外務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水

L字案の概念図（平成17年10月29日）



V字案の概念図（平成18年5月1日）



産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、沖縄県知事、名護市長、宜野座村長、東村長及び金武町長を構成員とする「普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会」が設置され、同日初会合が開催された。

同年11月19日、沖縄県知事選挙において、普天間飛行場の危険性の除去、現行のV字案に賛成できないことを公約に掲げた仲井眞弘多氏が当選した。

同年8月に設置された同協議会は、現在までに3回開催（同月29日、同年12月25日、平成19年1月19日）され、今後、お互いの信頼関係をしっかりと築きながら協議を継続し、普天間飛行場の移設が早期かつ円滑に進められるよう取り計らうことで意見の一致をみている。

また、平成19年5月1日の「2+2」においては、同飛行場の早期の移設を含む米軍再編案を着実に実施する決意が再確認された。

キャンプ・シュワブの海域においては、同年4月24日に沖縄県から公共用財産使用の同意を得た上で、同年5月18日から20日にかけて、サンゴ、ジュゴン、海象といった現況調査を実施する上で必要となる機器（サンゴ着床具、パッシブソナー、海象調査機器及び水中ビデオカメラ）の設置を行い、調査を開始した。現況調査の実施に当たっては、限られた期間内で円滑な現況調査を行うために、同時に多数の人員により機器の設置を行う必要があることから、この5月の機器の設置の際には、民間業者だけではなく、海上自衛隊の保有する潜水能力を活用したところである。また、同年6月9日、10日にも、引き続き、機器の設置を行った。

この現況調査は、環境影響評価法とは別個に、防衛省の所掌事務として自主的に行っているものである。他方、環境影響評価の手続については、環境影響評価方法書の作成を行っているところであり、今後、沖縄県とよく調整して進めていくこととしている。